

■ 教 職 課 程 ■

教員になるには

教員になるためには、学校種ごとの教育職員免許状が必要です（中学校・高等学校は教科ごとの免許状になります）。

この免許状を取得するためには、基礎資格として学士の学位を取得（大学を卒業）し、かつ文部科学省より教員養成課程の認定を受けた教育機関（大学等）の教職課程で所定の科目の単位を修得しなければなりません。この「教育職員免許状」を取得するための課程が『教職課程』です。

①本学で取得可能な免許状

学科により取得可能な免許状は異なります。詳しくは下図で確認してください。

2020年度入学生 ※「●」・・・取得可能な免許種

	学 科	中学校教諭一種 (美術)	高等学校教諭一種 (美術)	高等学校教諭一種 (工芸)	高等学校教諭一種 (工業)
芸術工学部	環境デザイン学科				●
	プロダクト・インテリアデザイン学科	●	●	●	
	ビジュアルデザイン学科	●	●	●	
	映像表現学科	●	●	●	
	まんが表現学科	●	●	●	
	ファッションデザイン学科				●
	アート・クラフト学科	●	●	●	

②教員免許状の取得要件

本学で教員免許状を取得するには、教育職員免許法ならびに教育職員免許状施行規則に定められているとおり、「基礎資格」（学士の学位の取得）を有すること、「教科及び教職に関する科目」、「免許法施行規則第66条の6に定める科目」について所定の単位を取得することが必要です（下図A、B参照）。

A：基礎資格及び最低修得単位数

	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数 (教科及び教職に関する科目)
中学校教諭一種免許状（美術）	学士の学位を有すること	59
高等学校一種免許状（美術・工芸・工業）	学士の学位を有すること	59

B：2020年度入学生 単位数表

	科目群	最低修得単位数		詳細
		中一種免	高一種免	
教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	28	24	179ページ～
	教育の基礎的理解に関する科目等	27	23	188ページ
	大学が独自に設定する科目	4	12	188ページ
「教育職員免許法施行規則」第66条の6に定める科目		8	8	188ページ
※中学免許取得希望者のみ、「介護等体験」への参加が必須となります。				177ページ

*教職課程の授業科目は、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」という科目群の構成になっており、それぞれの科目群で必要単位を修得しなければなりません。

*本学の「教職課程」は、みなさんが4年間で卒業に必要な単位数を修得して、学士の学位を取得する「教育課程」とは異なるものです。そのため教育職員免許状の取得のために履修する授業科目のうち、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「各教科の指導法」（以下「教職課程科目」という。）は卒業単位には含まれません。

※基礎教育区分として開設される「教育心理学」については、当該区分において卒業要件に含まれます。

※博物館学芸員課程の履修を更に希望する場合、時間割の都合により、履修科目の時間割が重複する場合があります。

*各区分の科目については、図のそれぞれのページに記載していますので確認してください。

「教科及び教科の指導法に関する科目」は、取得免許種や所属学科によって設定されている科目が異なりますので、該当のページを確認してください。

各ページに記載の「*必修科目」「#選択必修科目」は、教職課程における必修科目、選択必修科目ですので、漏れなく履修をしてください（P.63～70記載の教育課程における必修科目、選択必修科目とは異なる場合があります）。

③教職課程を履修するにあたって（年間スケジュール）

本学の教職課程を履修し、教員免許状を取得するためには、次ページのスケジュールに沿った履修を計画的に進める必要があります。

※スケジュールに記載の行事は、教職課程履修者は必ず参加をしてください。

※スケジュールは変更になる可能性があります。具体的な日程等は、KDUポータル・掲示板にてお知らせします。

教職課程スケジュール（4年間）

		履修計画・その他	学外実習（介護等体験・教育実習） ※介護等体験は中学免許取得者のみ	教職関連科目
1 年次	4 月	■新入生教職ガイダンス 登録手続き 履修開始 「履修カルテ」作成（毎年）	※登録手続きを完了しないと教職課程は履修できません。	[前期] ・学校制度論 ・教育心理学 [後期] ・教育原理 ・教師論
	11～12月	■4年生との座談会		
2 年次	4 月	■前期教職オリエンテーション ■教員との面談（履修状況確認） ・スクールサポーター募集 （随時／希望者のみ）		[前期] ・教育方法論 ・生徒指導論 ・道徳教育論 ・特別活動及び総合的な学習の時間の指導法
	9 月	■後期教職オリエンテーション		[後期] ・教育課程 ・教育相談 ・進路指導論
	11月		■介護等体験申込説明会 申込手続き・参加費支払 麻疹抗体検査受診・予防接種	
3 年次	4 月	■前期教職オリエンテーション ■教員との面談（履修状況確認）	■介護等体験事前指導 ■教育実習内諾ガイダンス 実習希望校へ内諾訪問 ※4年次に「教育実習」を履修するには、3年次までに先履修科目の修得が必要です。	[前期] ・美術科教育法Ⅰ ・美術・工芸科教育法Ⅰ ・工業科教育法Ⅰ [後期] ・特別支援教育総論 ・美術科教育法Ⅱ ・美術・工芸科教育法Ⅱ ・工業科教育法Ⅱ
	8～9月	■後期教職オリエンテーション	☆介護等体験参加（7日間）	
	11～1月	・教職セミナー（教員採用試験対策／希望者のみ）		
4 年次	4 月	■前期教職オリエンテーション ■教員との面談（履修状況確認） ■教職課程履修費納付	■教育実習事前指導	[前期] ・教育実習A／教育実習B
	5～6月頃		☆教育実習参加 （中免3週間、高免2週間）	
	9～10月	■後期教職オリエンテーション ■教員との面談（履修状況確認） ■卒業生との座談会		[後期] ・教育実習A／教育実習B ・教育実践演習
	12月	■教員免許状一括申請説明会		
	2～3月	☆免許状申請手続き		
	3月	■免許状授与（卒業時）		

<登録手続き、履修開始>

本学の教職課程を履修するには、登録手続きが必要です。まず、4月に実施する「新入生教職ガイダンス」に参加してください。教職課程の履修方法や、今後の履修の進め方について説明します。ガイダンス参加後、「教職課程登録カード」及び「履修カルテ」の提出をもって、教職課程の登録が完了します。

登録後、教育課程の履修登録と同様に、教職課程科目も履修登録を行ってください。履修登録をしなければ、授業に出席して試験等を受けても単位の修得はできません。また、教職課程科目の再試験は実施されませんので注意してください。

免許状取得のためには、みなさんが所属する学部・学科の卒業に必要な単位のほかに、教職課程科目の単位を修得する必要があります。

きちんと履修計画を立てて、必要単位を修得してください。

※登録を終わっていない人の教職課程履修は認められません。

※万が一、途中で教職課程の履修を辞退する場合は、必ず教務課まで申し出て手続きをしてください。

<教務課からの連絡>

教職課程に関する連絡事項は、原則としてKDUポータルおよび芸術工学教育センターの掲示板で行います。また、緊急を要する場合は、合わせて大学メールを配信することがありますので、各自で必ず確認するようにしてください。

教職課程では、対外的な手続きを要するものも多くありますので、掲示・メール等の見落としのないよう細心の注意を払ってください。

<教職指導室の利用>

教員免許状の取得を希望する学生のみなさんに対して、各種サポートを行うために設置しています。教職課程や教員採用試験などに関する資料を閲覧できたり、教材研究や学習指導の準備・研究ができます。

利用時間等は下記のとおりですが、教員の指導による使用に関しては、この限りではありません。臨時的に利用期間および利用時間を変更する場合は、掲示により連絡します。

場所：1号棟2F 1207室（芸術工学教育センター）

利用時間：平日午前9時～午後6時、土曜日午前9時～午後5時

※本学の教職課程履修者の利用に限る。使用の際は、芸術工学教育センターに申し出てください。

<履修カルテ、教員との面談>

履修カルテは、4年生後期に履修する「教職実践演習（必修）」において、それまでの履修履歴を振り返り、不足している知識や技能等を補うために、自分の学習を記録しておくためのものです。毎年、学年末に自己評価（教職課程の履修において、頑張ったことや努力したこと等）を記入し、自分の成長を自分自身で評価できるようにしています。

また、履修状況等の確認のため、毎年、教職課程担当教員による面談を行います。

<介護等体験（中学免許の取得を希望する学生のみ）>

平成10年4月1日より「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律」が施行され、小・中学校の教員免許状の取得要件として、7日間以上の介護等体験が義務づけられています。これは、教員志願者に対し、高齢者や障害者に対する介護等の体験を義務づけることにより、人の心の痛みのわかる人づくり、各人の価値観の相違を認められる心を持った人づくりの実現に資することを目的としています。

介護等の体験者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容・状況等に応じたもので、体験内容は、介護、介助のほか、障害者等の話し相手、散歩の付添いなど交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、受入施設職員の業務補助なども含まれます。

本学では、3年次に特別支援学校で2日間と社会福祉施設等で5日間の介護等体験を行います。いずれも兵庫県内の学校及び施設です。

介護等体験は、本学に開設された授業科目ではありませんが、中学免許取得には必要です。2年次の11月頃に参加説明会を開催しますので、中学免許取得希望者は必ず参加してください。

※介護等体験に参加する場合、事前に麻疹（はしか）の抗体検査が必要です。免疫を有しない場合は、予防接種を受けてください。免疫を有しないと介護等体験には参加はできません。ただし、体質により予防接種を受けることができない、または予防接種を受けても免疫を得ることができない等の場合は、教務課へ相談してください。

<参考>学校教育法等が改正され、従来の盲・聾・養護学校の制度は、複数の障害種別を受け入れることができる特別支援学校の制度に転換されました。

・特別支援教育

特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものです。

<教育実習>

教育実習は、大学で学んだ理論や知識を教育の現場で実際に生徒と接しながら生かし、教育の実践的な知識や技能等を学ぶものです。本学では、「教育実習A」、「教育実習B」が開設されています。

高等学校の免許状取得には「教育実習A」、中学校の免許状取得には「教育実習B」の履修が必修です。「教育実習」は、中学校・高等学校の学校現場での実習だけでなく、大学での授業（事前指導・事後指導）も含まれます。

※「教育実習A」もしくは「教育実習B」を履修するためには、3年次までに下記の履修科目を先に単位修得しておかなければなりません。下記の条件を充足できなかった場合には、実習校が決定していても実習を取り消すことになりますので、計画的に履修をしてください。

2020年度入学生 教育実習履修資格（先履修科目一覧）

先履修科目	年次	教育実習A (高校免許必修)	教育実習B (中学免許必修)
教師論	1	単位修得済	単位修得済
教育原理	1		
教育心理学	1		
学校制度論	1		
教育課程	2		
教育方法学	2		
道德教育論	2		
美術・工芸科教育法Ⅰ・Ⅱ	3	該当の教科教育法を 単位修得済であること	
美術科教育法Ⅰ・Ⅱ	3		
工業科教育法Ⅰ・Ⅱ	3		

原則、実習校は、各自の出身の中学校又は高等学校とします。中学校の免許取得には3週間、高等学校の免許取得には2週間の実習期間が必要です。

本学では、実習校の選定・内諾の願いは、学生各自で行うことを原則としています。履修希望者は、3年次の春より実習希望校へ実習受入れの可否、申込方法、申込期限等について問い合わせを行います。実習期間は、各自の取得免許状の種類によって異なりますの

で、希望校に受入れの依頼をするまでに、取得する免許状を決めておいてください。

3年次の4月に説明会を開催しますので、4年次に「教育実習A」「教育実習B」を履修するために必ず出席してください。事情により出身校での実習ができない場合は、速やかに教務課に相談してください。

＜教員免許状の授与＞

本学の教職課程を履修し、卒業時までには免許状の取得要件を満たすと、大学を通じて兵庫県教育委員会へ免許状の交付申請をします。大学を通じて交付申請をした場合は、卒業と同時に免許状を受理することができます。4年次の12月頃に説明会を実施しますので、必ず参加してください。

ただし、免許状取得の基礎資格として、学士の学位を有することと定められていますので、卒業できなかった場合は、免許状の交付申請は取り消しとなります。

また、卒業後に取得要件を満たして免許状の交付申請する場合は、個人申請となります。申請方法及び必要書類については、申請する都道府県の教育委員会へ問い合わせをしてください。

・教員免許更新制について

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月から教育職員免許更新制が導入されました。これは、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身につけることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊厳と信頼を得ることを目指すものです。

これによって免許状には10年間の有効期限が付されることとなり、教職に就いている方は10年毎に免許状更新講習の受講が義務付けられ、申請手を自身で行うことになっています。

《参考》文部科学省HP：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

④教職課程履修にかかる費用

「教職課程」は、学士の学位を取得するための「教育課程」とは異なる課程のため、授業料とは別に課程履修にあたって費用がかかります。希望する免許種や個人によって異なる場合もあるので、あくまでも目安としてください。

必要時期	項目	諸経費
2年次後期	介護等体験参加費	10,000円
	介護等体験麻疹（はしか）抗体検査受診費用	病院により異なる（高い場合で5,000～7,000円）
	介護等体験麻疹（はしか）予防接種代 ※抗体検査で抗体値が足りないと診断された場合のみ	病院により異なる（高い場合で5,000～8,000円）
3年次前期	介護等体験参加	体験期間（7日間）にかかる交通費・昼食代 ※実習先の施設より追加の健康診断受診を要請された場合は、別途検査費がかかります。
4年次前期	教職課程履修費 ※	30,000円
	教育実習参加	体験期間（2週間または3週間）にかかる交通費・昼食代
4年次後期	免許状申請費用	免許状1種につき3,300円 例）中学一種（美術）・高校一種（美術・工芸）を取得の場合は 3,300×3種＝9,900円必要

※教職課程履修費とは、教職課程を4年間履修するにあたりかかる費用（必要書類の作成、学外実習時の保険加入、教育実習校への指導費等）ですが、本学の場合は4年次前期（「教育実習」の履修が決定した時点）での徴収としています。